

平成 20 年 10 月 15 日

能登町建設工事標準請負契約約款第 25 条第 5 項の運用に係る拡充について

能登町建設工事標準請負契約約款（平成 17 年 3 月 1 日告示第 14 号）（以下、「契約約款」という。）第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「能登町建設工事標準請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について」（平成 20 年 9 月 1 日付け通達。以下「運用通達」という。）に定め、通知したところである。その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不適當となるおそれがあると認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとする。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成 20 年 10 月 15 日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成 21 年 1 月 30 日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 ヶ月未満であっても、工期満了前であっても、かつ、平成 20 年 11 月 28 日までの場合は、これを行うことができるものとする。